

令和7年10月24日現在

指 名 停 止 一 覧

有資格者名	本店所在地	理 由	指名停止期間 (変更・解除期間)	備 考
駿河屋商事株式会社	大田区大森北二丁目6番11-205号	8(不正又は不誠実な行為) (3)前各号に掲げる場合のほか、区契約に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる行為	令和7年8月28日から 令和7年11月27日まで 3か月	